



松本 友幸 相談員
(城平) ☎72-0001

～結婚相談員紹介～

YOU & YOU で出会い、結婚しました相談員の松本です。
今年で、結婚 11 年目になりました。相談員というより私も YOU & YOU の交流会に参加した経験者として、少しでもお力になればと思っています。
コロナ禍で以前のように多人数同士の交流会は難しくなっていますが、その分少人数でより内容の深い、印象に残る交流会ができるのではないのでしょうか。

～交流会参加者の声～

- 交流会終了後にいただいた参加者アンケートより感想の一部を紹介します。
- 初めての婚活イベントでドキドキしながらの参加でしたが、雰囲気もすごく良くて、また参加したいと思える交流会でした。
- 人見知りの私でもすごく楽しむことができました。
- 初めての参加でしたが、すぐに緊張もほぐれ楽しく交流できました。

対象者 男性：山都町に在住もしくは勤務している 20 歳から 49 歳の独身の方
女性：町内外問わず 20 歳から 49 歳の独身の方

交流会への参加には、会員登録が必要です！
登録は、右記の問い合わせフォームから投稿いただくか、事務局または結婚相談員までお気軽にお声掛けください。ご登録、お待ちしております！

問合せ先 YOU&YOU事務局 (役場山の都創造課) 坂元・吉田
【電話番号】0967-72-1158 【専用電話】090-9565-9589
【専用アドレス】marriage.support@town.kumamoto-yamato.lg.jp

会員登録はこちら↓



やまと文化の森だより

企画展のご案内 ※新型コロナウイルス感染症の状況により、内容が変更になる場合があります。

○ 1/5 サイズ！ SL 段ボールと災害で活躍するモノ展

9/8 から 10/11 まで (最終日は 15:00 まで)

- 山都町で好評開催中！
- 熊本地震被災時のパネル (熊本県警提供)
- 町の防災備蓄品展示 (水や食料、日用品等)



避難施設を疑似体験できます。防災意識を再確認しながら一人ひとりに出来ることで災害に備えましょう。
※その他、猫ちぐら、猫グッズ、斬新なキャリーバックなどの展示もあります。

○ 10 月の展示のお知らせ

10/13 ~ 29 まで

《言葉紡いで 58 年》

- 郷土の文芸誌「山脈」
- 600 号発刊記念展示
- 俳句・短歌・団扇絵など

《点字と書の二人展》

山都町在住の 2 人による
点字点訳本・書の紹介
※期間中併設展示となります

♥ イベント企画 ♥

- 蚤の市 10/16 ~ 17 参加者募集中! (アート・クラフト・ホビーなど)
- 韓国伝統太鼓 (チャング) と街角ピアノコンサート 10/17 14:00 入場料 2000 円

問合せ先 やまと文化の森 山都町下市 16 番地 ☎72-9400 開館時間 9:00 ~ 17:00 入館無料
休館日 毎週月曜日 (月曜日が祝日又は振替休日の場合はその翌日)、年末年始等

わたしたちの人権

198

誰もが人間として生きていくうえで
侵すことのできない当然の権利
これが『人権』です



人権作文紹介 (令和 2 年度)

今月は、蘇陽南小学校五年 (当時) 山本 哲義さんの作文です。

「なごこて腹んたつ」を勉強して
人権学習の時間に「なごこて腹んたつ」を勉強しました。話の中で、良子さんは、バスケットボールでのけものにされたり、2 年生の子をへいから落とそうとしていたと決めつけられたりしていました。のけものになり、本当のことを確かめたりしないで言っていたのは、おかしいと思いました。決めつけた人は良子さんに確かめることをするべきだと思います。

この話を勉強しながらぼくも良子さんに近いことがあったと思います。それは、友だちに悪口を言われたことです。悪口を言われたときに泣きそうだったけど、笑ってごまかしました。どうしてかというと言いつ返されたらどうしようと不安に思っ

たからです。

次の人権学習の時間に、嫌だったことを発表しました。良子さんと同じ経験があったこと、ぼくがやめてほしいことをみんなの前で発表しました。ぼくがやめてほしいことは、ミスをしたときに強い口調で言われたり、もんくを言われたりすることです。わざとやっている訳じゃないのに、そんなことを言われると泣きたくありません。どきどきしたけど、みんなの前では勇気を出して言うことができました。

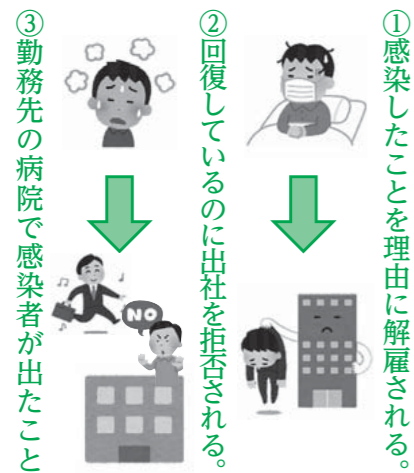
発表の後に友だちから「強く言いすぎてごめん。」と言われたので安心しました。友だちの中には助けられる人もいて嬉しいのです。

ぼくの後に、友だちも嫌だったこととや悲しかったことを発表しました。初めて知ったこともあって、みんなも同じようなことがあったんだと思います。友だちの中には、体のことや性格のことできつい思いを

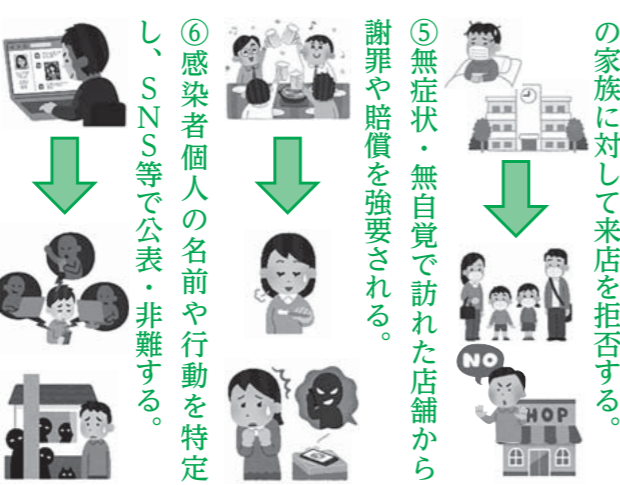
新型コロナウイルス感染症に関連する差別的取り扱いの防止について

令和 3 年 2 月 3 日、新型インフルエンザ等特別措置法等の一部が改正され、新型コロナウイルス感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、偏見や差別を防止するための規程が設けられました。感染拡大の終息がみえない中、新型コロナウイルス感染症に関する様々な差別的取り扱いが起っています。

【主な事例】(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室資料から)
① 感染したことを理由に解雇される。
② 回復しているのに出社を拒否される。
③ 勤務先の病院で感染者が出たこと



を理由に、子供の保育園等の利用を拒否される。
④ 感染者が発生した学校の学生やその家族に対して来店を拒否する。
⑤ 無症状・無自覚で訪れた店舗から謝罪や賠償を強要される。



不安な状況だからこそ、思い込みが差別や偏見を生みます。また、悪意のない言動が人権侵害につながることもあります。正しい知識と情報をもとに行動することが大切です。
自分の人権を守り、他者の人権を守る責任ある行動を

